

別添3

国土建第503号

平成29年3月31日

各都道府県主管部局長 殿

(契約担当課・建設業所管課扱い)

各政令指定都市主管部局長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

### 公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

平成29年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添1のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第4条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例については、岩手県、宮城県及び福島県において施工される国土交通省直轄工事について継続されることとなり、また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなったことから、別添2のとおり取り扱うこととしましたので、参考にされたく通知します。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及び中間前金払については、平成26年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき発注者共通の指針として定められた「発注関係事務の運用に関する指針」において、「下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者

の資金調達の円滑化を図る。既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。」とされております。

また、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年10月14日付け総行行第202号・国土入企第18号）により、資金調達の円滑化のため、総務省及び国土交通省より、「前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前金払制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。」を要請しております。

地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及びこれを通じた被災地域その他の地域における円滑かつ適正な施工の確保等を図るため、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、各保証事業会社社長に対し、本特例に係る適切な対応について、別添3のとおり通知しておりますのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしく申し上げます。